総括表・給与支払報告書作成時にご注意ください！

●令和３年度（令和２年分）以降の税制改正について（一部抜粋）

1. 給与所得控除の見直し

給与所得控除額が一律 10 万円引き下げられました。
給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が 1,000 万円から 850 万円に、その上限額が 220 万円から 195 万円にそれぞれ引き下げられました。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5千円以下	**55万円**	65万円
162万5千円超180万円以下	**その収入金額×40%－10万円**	その収入金額×40%
180万円超360万円以下	**その収入金額×30%＋8万円**	その収入金額×30%＋18万円
360万円超660万円以下	**その収入金額×20%＋44万円**	その収入金額×20%＋54万円
660万円超850万円以下	**その収入金額×10%＋110万円**	その収入金額×10%＋120万円
850万円超1,000万円以下	**195万円**	
1,000万円超		220万円

こちらに給与所得控除後の金額を記入してください

⑥

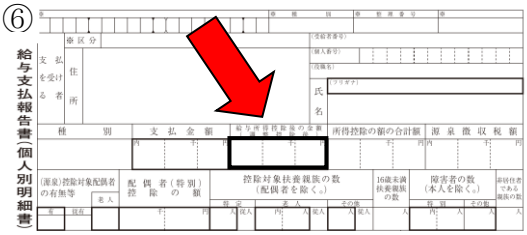

2. 基礎控除の見直し

基礎控除額が 10 万円引き上げられました。
合計所得金額が 2,400 万円を超える所得割の納税義務者についてはその合計所得金額に応じて控除額が逓減し、合計所得金額が 2,500 万円を超える所得割の納税義務者については基礎控除の適用はできないこととされました。

所得割の納税義務者の前年の合計所得金額	基礎控除額（所得税）	
	改正後	改正前
2,400万円以下	**48万円**	38万円 （所得制限なし）
2,400万円超2,450万円以下	**32万円**	
2,450万円超2,500万円以下	**16万円**	
2,500万円超	**適用なし**	

3. 未婚のひとり親への対応および寡婦控除の見直し

ひとり親控除の創設

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が 48 万円以下）を有する単身の方で、前年の合計所得金額が 500 万円以下である方について、ひとり親控除（所得税 35 万円）の適用を受けられることとされました。

寡婦控除の見直し

ひとり親に該当しない寡婦の方については、引き続き寡婦控除（所得税 27 万円）を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦の方については所得制限（前年の合計所得金額が 500 万円以下）が設けられました。

※ひとり親控除および寡婦控除について、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合には、控除の対象外とすることとされました。

4. 住宅借入金等特別控除について

住宅借入金等特別控除区分（１回目、２回目）について、
「特別特定取得」に該当する場合は「**(特特)**」を、
「特定取得」（特別特定取得以外）に該当する場合は「**(特)**」を
記入してください。

本人が障害者		寡婦	ひとり親	勤労学生		中途就・退職				
特別	その他					就職	退職	年	月	日

旧生命保険料の金額	円	介護医療保険料の金額	円	新個人年金保険料の金	
居住開始年月日（１回目）	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)			
居住開始年月日（２回目）	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)			

★詳しくは、インターネットの検索サイトにて、下記のキーワードで検索してください。（国税庁 HP）

令和5年分 給与所得の源泉徴収票の記載の仕方　検索

裏面もあります

●ｅＬＴＡＸまたは光ディスク等による提出義務について

基準年(前々年)の源泉徴収票の提出枚数が 100 枚以上である場合、給与支払報告書については、ｅＬＴＡＸまたは光ディスク等による提出が義務化されています。(令和 3 年(2021 年) 1 月 1 日以降に提出すべき給与支払報告書について、基準となる源泉徴収票の提出枚数が 1,000 枚以上から 100 枚以上に引き下げられました。)

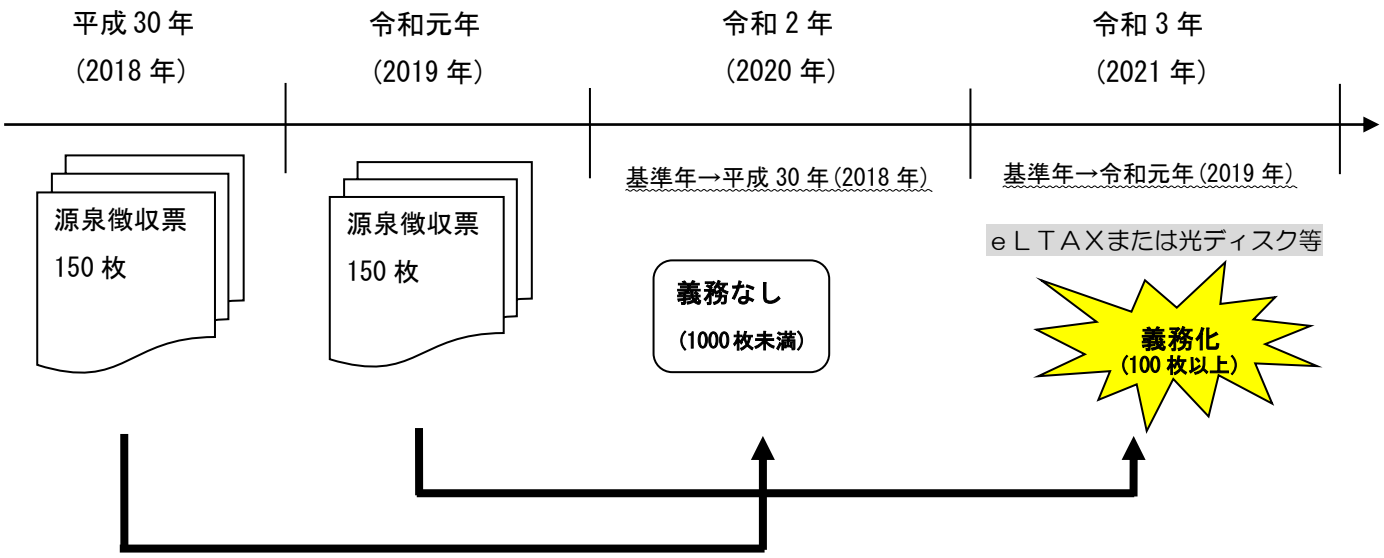

●マイナンバー（個人番号）・法人番号の記載および本人確認書類の添付について

総括表には給与支払者のマイナンバーまたは法人番号、個人別明細書には給与支払者のマイナンバーまたは法人番号に加え、受給者および扶養親族等のマイナンバーの記載が必要です。支払者が個人の場合、給与支払報告書を提出していただく際に必要なものは以下のとおりです。(郵送の場合はコピーの添付をお願いします。)

1. 本人が給与支払報告書を提出する場合

	番号確認書類	身元確認書類
窓口・郵送	 マイナンバーカード（裏面） 通知カード 住民票（マイナンバーが記載されたもの）　等	 マイナンバーカード（表面） 運転免許証　等
電子申告（eLTAX）	電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認書類の添付は不要です。	

※　本人が給与支払報告書を提出する場合、マイナンバーカードは番号確認および身元確認両方の確認書類となります。また、デジタル手続法の施行日（令和 2 年 5 月 25 日）時点で交付されている通知カードは、氏名・住所等の記載事項に変更がない場合または、正しく変更手続きがとられている場合に限り、利用可能です。

2. 代理人が申告書を提出する場合

	本人の番号確認書類	代理人の身元確認書類	代理権確認書類
窓口・郵送	本人のマイナンバーカード（両面） 本人の通知カード 本人の住民票（マイナンバーが記載されたもの）　等	代理人のマイナンバーカード（表面） 代理人の運転免許証 代理人の税理士証票　等	税務代理権限証書 委任状　等
電子申告（eLTAX）	電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認書類の添付は不要です。		

※　代理権確認書類については、写し（コピー）ではなく原本の添付をお願いします。